

第 26 回日本インターネットガバナンス会議(IGCJ)レポート

1. 会合の概要

日時: 2018 年 11 月 29 日(木) 19:00~20:30

会場: 浅草橋ヒューリックホール&ヒューリックカンファレンス(東京・浅草橋)

URL: <https://igcj.jp/meetings/2018/1129/>

1.1 参加状況

会場参加者数:13 名 遠隔参加者数:0 名

1.2 アジェンダ

1. サイバー空間の規範

総務省国際戦略局国際経済課

佐々木将宣

2. その他コミュニティからの情報共有、議論

- ▶ 世界インターネット大会・烏鎮サミットの概要報告

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)

前村昌紀

- ▶ IGF2018 の概要報告

株式会社日本レジストリサービス(JPRS)

堀田博文

2. サイバー空間の規範

総務省の佐々木将宣氏より、「規範」に関し、これまでのインターネット政策や国際安全保障分野における位置づけの紹介があったのち、特にサイバー分野における国際規範(International Cyber Norms)に関する近況について説明があった。

なお、説明に先立ち、今回は佐々木氏個人の立場により参加しているものであり、所属先の見解を示すものではないとお断りがあった。

説明の後、以下の質疑応答が行われた。

質疑応答

質問(Q): 同様な国際規範形成の例として、各国間で生物化学兵器の禁止があるかと思うが、どういった仕組みで禁止が規範化されているのだろうか。

回答(A): 生物化学兵器禁止の仕組みについては詳細を承知していないが、その使用がもたらす結果の悲惨さ等から、生物化学兵器の使用禁止を規律する条約が作られ、各国がその条約に加盟し、使用した国は、国際社会で非難されるようになることから、実際に使用されなくなる、ということかと思う。同じように、引き起こす結果の重大さから「サイバー空間でやってはいけないこと」として提案されているのは、重要インフラに対する攻撃がある。例えば、インターネットのパブリックコアを攻撃してはならない、といったことが提案されている。

質問(Q): サイバー国際規範については、以前から興味があり、考えを整理したいと思っていたので興

味深く拝聴した。個人的には、サイバー空間では国際的な協調が必要なのではないか、と感じるところがある。そういった議論の展開はあるか。また、一つ前の質問に関連して、質問ではなくコメントとなるが、サイバー攻撃は目に見えないという点から、生物化学兵器と類似性があるとも感じ、興味深かった。

回答(A)： 例えば、日本を含め、各国に **National CSIRT** として位置づけられる組織があり、それらの間で国際的な協力関係が構築されているのが現状と理解している。また、**FIRST** のように政府主体ではないセキュリティ関係の組織間の協調もある。政府についていえば、日本でも **NISC** が有志国の米英等のカウンターパートとは日頃から情報交換を行い、サイバー空間の安定性の維持に務めているという状況である。マルチ・バイの両面で協力が進んでいる。

質問(Q)： 今年、米国のニュースを見ていると、某国が大統領選挙に介入したとか、米国の電力系統をハッキングしたとか、そういう報道を見聞きした。素朴な疑問となるが、そういった行為については全然縛れないということになるのだろうか。ある国が、何らかのサイバー国際規範の輪に属していないということは、つまり規範が標榜する価値の維持に協力しないことを意味するということになるのか。

回答(A)： 一概に協力しないことを意味する、と判断できるわけではない。例えば、2018年 IGF のサイバー空間の信頼性と安全性のためのパリ・コール(**Paris Call**)¹を紹介したが、支持国・組織として名前を掲載できない理由は、当該規範に賛成できなかった、という理由だけではなく、間に合わなかった、または担当者が存在を見過ごしていたといった理由もあるかもしれない。また、政治的な難しさもあるかもしれない。支持国・組織として名前が掲載されているか否か、という基準のみでその国の立場を判断することは難しい。その主体がある価値についてどう受け止めているかは、ご紹介した「**CODE 2.0**」にもあったように、規範だけではなく、その他3つの要素(注：法、市場、アーキテクチャ)も含め、多面的に検討する必要がある。

質問(Q)： 陸海空の破壊については規律があると承知しているが、サイバー空間については無いというのが実態となるのだろうか。単に情報を盗むだけ、というような産業スパイについてはこれらの規範では、何ら規律されていないのだろうか。

回答(A)： **G20** の規範などでは、国家が商業目的でサイバー窃取を行うことを禁じている。ただし何をスコープにしているのか、注意深く見る必要はある。

質問(Q)： 知財など様々な分野において、エンフォースメントのあるべき姿というのが議論されていると承知しているが、事業者的には、一体、規範の形成によってどのような効果があるのかと分からない部分がある。ソフトローから法律へと、強制力のある規範へと移っていくのが、サイバー国際規範の有るべき姿なのだろうか。

回答(A)： 答えになるかは分からないが、サイバー空間については、民間が主体となって作成するガイドライン等もあり、それらがソフトローに該当すると考える。こういったソフトローがハードローとしての法律に反映されていくことはあるかもしれない。エンフォースメントについては、一般的な社会だと裁判所がある。しかし、国際社会は主権国家の上に立つものがないため、国際的な空間であるサイバー空間でのエンフォースメントとは結局国家の力にならざるを得ないという見方もある。個別の国によるエンフォースメン

¹ エマニュエル・マクロン仏大統領が2018年11月12日にIGF2018で発表した、サイバー空間の安全確保に関する共通原則を策定するためのハイレベル宣言を指す。

<https://jp.ambafrance.org/article13835>

トとなると、経済制裁や、国際的に公に非難を行うこと等が考えられるかもしれないが、今後、具体的にどういった形になっていくのかは予断ができない。

質問(Q)： 国家による規範形成、国際法学者による規範形成、民間事業者による規範形成、とそれぞれ主体によって異なる規範形成がされているかと思うが、それぞれの規範の重複や差異について、具体的にあればご教示いただきたい。

回答(A)： 規範形成は参加者の性質やポジションによってその焦点は異なる。例えば、国連サイバーGGE においては安全保障における国家の役割が議論されたりしている。勿論、民間事業者によっても国際安全保障は守らないといけない焦点であり、民間主導で Cybersecurity Tech Accord など、サイバー空間の安定性のために議論が行われている。

2. その他コミュニティからの情報共有、議論

JPNIC の前村昌紀氏より、中国浙江省嘉興市桐郷市烏鎮にて開催された、世界インターネット大会・烏鎮サミットの報告が行われた。展示例として実際にサービスがなされている遠隔医療について紹介があり、会議ではマルチステークホルダーモデルの紹介を行ったとのことである。

JPRS の堀田博文氏より、フランス、パリで開催された IGF2018 について、簡潔な報告が行われた。マクロン大統領による、Paris Call についての参加者の反応が共有された後、IGF2018 の詳細については 2019 年 2 月後半頃に別途報告会を開催するとの案内があった。